



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年8月16日(火) 第10026号

目次

ページ

告示

- 都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧(都市計画課) 2
- 都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同) 2

公告

- 農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) 2
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 3
- 都市計画工業団地造成事業変更の県原案(都市計画課) 4
- 公聴会の開催(同) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、館林都市計画工業団地造成事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画工業団地造成事業 館林北部第四地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 館林市大新田町の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課

◎群馬県告示第203号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画区域区分 館林北部第四地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林市大新田町の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、館林農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の館林農業振興地域は、館林市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(令和4年群馬県告示第203号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域
- 2 堀工町のうち字出戸974、975の1、975の2、979、982の2、982、983、984、985、986、987の1、987の2及び987の3並びに字道満994の1、995の1、996、997、998の1、998の3、999の1、1000の1、1000の4、1003から1008まで、1011、1012、1013、1014、1015の1、1016の3、1017から1019まで、1020の2、1021の2、1021の3及び1022から1028までの区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
沼田平	理 事	再 任	霜垣正志	沼田市桜町2076番地15
	同	同	津久井千春	同 下久屋町465番地
	同	同	都所邦雄	同 横塚町乙1270番地
	同	同	小林一夫	同 栄町181番地甲
	同	同	鶴淵治弘	同 白沢町尾合785番地1
	同	同	金子勝夫	同 白沢町平出941番地
	同	同	横坂昭	同 白沢町下古語父999番地
	同	同	吉野吉寿	利根郡川場村大字谷地1703番地
	同	同	外山京太郎	同 同 大字萩室238番地
	同	同	宮内精一	同 同 大字立岩391番地
	同	新 任	星野稔	沼田市桜町4765番地3
	同	同	萩原幸雄	同 白沢町高平926番地3
	同	同	中村茂夫	同 白沢町生枝1407番地
	同	退 任	小野富夫	同 上原町1705番地3
	同	同	横山公一	同 中町甲1126番地
	同	同	萩原政敏	同 白沢町高平乙195番地
	同	同	南輝雄	同 白沢町生枝3番地
	同	同	戸部博	同 白沢町下古語父469番地
	監 事	再 任	岩倉進	同 西原新町134番地2
	同	新 任	松永幸雄	同 上久屋町1231番地
	同	同	新井武	同 白沢町上古語父93番地
同	退 任	小幡普	同 上原町1756番地80	
同	同	新井達也	同 白沢町上古語父88番地	

玉村都市計画工業団地造成事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一太

玉村都市計画工業団地造成事業を次のように変更する。

- 1 都市計画工業団地造成事業 次の工業団地造成事業を変更する。
高崎玉村スマートIC北地区工業団地造成事業 面積約19.6ha 玉村町大字上新田及び板井の各一部

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、玉村都市計画工業団地造成事業に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和4年8月16日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和4年9月8日（木）午前10時から 玉村町役場3階 北会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 玉村都市計画工業団地造成事業の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課において、令和4年8月16日（火）から同月30日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和4年8月30日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

玉村都市計画工業団地造成事業の変更（高崎玉村スマートIC北地区の変更）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和4年8月16日付け群馬県報に登載された玉村都市計画工業団地造成事業の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。			
1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	年齢 職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
